

査 答 申 情 第 2 0 号

平成 2 3 年 3 月 1 6 日

生駒市代表監査委員

藤 本 勝 美 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石 田 榮 仁 郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

生監委第 1 4 8 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間き取り時に作成したメモ類一切等（平成19年11月～平成20年8月）との開示請求に対する部分開示決定についての異議申立て事案

（諮問情第 2 0 号）

答 申（案）

第1 審査会の結論

「生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間き取り時に作成したメモ類一切等。（平成19年11月～平成20年8月）」の開示請求に対し、生駒市長が部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号（平成21年4月全部改正の改正前条例）。以下「改正前条例」という。）第8条の規定に基づく「生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間き取り時に作成したメモ類一切等。（平成19年11月～平成20年8月）」（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対し、生駒市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定について、その処分を取り消し、対象公文書のメモ類を含めた文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、開示された公文書について部分開示決定を取り消すとともに、要望等の聞き取り時のメモ類が存在しないのは不当・不正かつ違法である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

（1） 要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書

市の各担当課には、市民などからの様々な意見や要望などが寄せられるが、それらを市政運営に活かすとともに、公正な職務執行を確保するために、職員が口頭で受けた要望等を要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書（以

下「要望記録報告書」という。)として記録し回答するものである。

この要望記録報告書の作成は、平成19年11月より開始され、各課が職員以外の個人や団体などから職員の職務に関して行われる要望、相談、意見などについて記録し回答するもので、毎月の分を次の月の10日をもって決裁し、取りまとめ担当である監査委員事務局に送るものである。

また、監査委員事務局に集まった要望記録報告書は、その内容について整理された後、市のホームページにその要約版が掲載される。

今回の対象公文書は、生駒市法令遵守推進条例にかかる平成19年11月より平成20年8月までの要望記録報告書で、以下の局・課の保管の各文書である。

- ・ 監査委員事務局    ・ 生涯学習課            ・ スポーツ振興課            ・ 教育総務課
- ・ 施設整備課            ・ 地域整備課            ・ 環境政策課            ・ 福祉総務課
- ・ 契約検査課            ・ 総務課            ・ 介護保険課            ・ 環境事業課
- ・ 都市計画課            ・ 建築課            ・ みどり景観課            ・ 職員課
- ・ 病院建設課            ・ 下水道推進課            ・ 下水道管理課            ・ 危機管理課
- ・ 企画政策課

## (2) 要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書の内容について

その内容は、要望者等の個人氏名、住所、電話番号、要望を受けた日時、場所、要望内容及び要望に対する回答等と聞き取りした職員側の情報が主な内容である。

## 2 部分開示決定について

### (1) 条例第6条第2号該当性について

本件公文書は、生駒市情報公開条例第6条第2号に該当するため一部を不開示としたものであり、個人氏名・生年月日・住所・電話番号等の個人情報に当たる部分については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、本号本文に該当する。

### (2) メモ類について

異議申立人が主張する要望等の聞き取り時のメモ類については、保存されていない。通常、要望記録報告書の作成が完了すれば聞き取り時に作成していたメモ類は廃棄し、要望内容が軽微な場合や状況によってはメモ類を利用しない場合もある。

## 第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公文書について

本請求に対して、実施機関は、生駒市法令遵守推進条例にかかる要望記録報告書を対象公文書とした。

本件対象公文書の内容は、市民などから窓口や電話をつうじて口頭でなされた要望内容を記録した報告書であり、実施機関の各担当課で様々な内容の報告がなされていることが対象公文書を確認するとわかる。また、要望記録報告書は毎月整理、保管されるとともに、取りまとめ担当課である監査委員事務局に集約され、要望者の氏名・住所・電話番号その他の個人情報を除いた要望内容の要約版が、実施機関のホームページや市政情報コーナーで公表されている。

### 2 条例第6条第2号の該当性について

#### (1) 条例第6条第2号の該当性について

条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

これを本件公文書について検討すると、不開示とされた個人氏名・生年月日・住所・電話番号等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人情報であることから、本号本文に該当すると認められる。

また、上記で本号本文に該当するとした情報については、いずれも本号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

## (2) メモ類の存否について

異議申立人が主張する要望等の聞き取り時のメモ類について、生駒市法令遵守推進条例では要望記録報告書の作成に関し、要望等の聞き取り時にメモ類を作成し保管することまでは述べておらず、事務の取りまとめ担当課である監査委員事務局でも実務の上でメモ類の保管を各担当課に義務づけている事実もない。

通常、実施機関では要望内容が軽微な場合や聞き取り時の状況によりメモ類を利用しない場合もあり、また聞き取り時にメモ類を利用した場合であっても要望記録報告書の作成が完了すれば、そのメモ類は廃棄していると説明しており、その内容に不合理な点は認められない。

加えて、本審査会でも改めて実施機関（各担当課・局）にメモ類の存否を確認したが、その存在は認められなかった。

これらのことを総合すると、聞き取り時のメモ類が存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点があるとはいえない。

## 3 結論

以上の事実及び理由により、実施機関が、本件公文書を条例第6条第2号に該当するため、部分開示とした決定は、妥当である。

査 答 申 情 第 2 1 号

査 答 申 情 第 2 2 号

査 答 申 情 第 2 3 号

平成 2 3 年 3 月 1 6 日

生 駒 市 教 育 委 員 会 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石 田 榮 仁 郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

生教生第 2 0 8 号、生教ス第 1 2 2 号及び生教総第 5 3 2 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間聞き取り時に作成したメモ類一切等（平成19年11月～平成20年8月）との開示請求に対する部分開示決定についての異議申立て事案

（諮問情第 2 1 号から諮問情第 2 3 号まで）

答 申（案）

第1 審査会の結論

「生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間き取り時に作成したメモ類一切等。（平成19年11月～平成20年8月）」の開示請求に対し、生駒市長が部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号（平成21年4月全部改正の改正前条例）。以下「改正前条例」という。）第8条の規定に基づく「生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間き取り時に作成したメモ類一切等。（平成19年11月～平成20年8月）」（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対し、生駒市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定について、その処分を取り消し、対象公文書のメモ類を含めた文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、開示された公文書について部分開示決定を取り消すとともに、要望等の聞き取り時のメモ類が存在しないのは不当・不正かつ違法である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

（1） 要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書

市の各担当課には、市民などからの様々な意見や要望などが寄せられるが、それらを市政運営に活かすとともに、公正な職務執行を確保するために、職員が口頭で受けた要望等を要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書（以

下「要望記録報告書」という。)として記録し回答するものである。

この要望記録報告書の作成は、平成19年11月より開始され、各課が職員以外の個人や団体などから職員の職務に関して行われる要望、相談、意見などについて記録し回答するもので、毎月の分を次の月の10日をもって決裁し、取りまとめ担当である監査委員事務局に送るものである。

また、監査委員事務局に集まった要望記録報告書は、その内容について整理された後、市のホームページにその要約版が掲載される。

今回の対象公文書は、生駒市法令遵守推進条例にかかる平成19年11月より平成20年8月までの要望記録報告書で、以下の局・課の保管の各文書である。

- ・ 監査委員事務局    ・ 生涯学習課            ・ スポーツ振興課            ・ 教育総務課
- ・ 施設整備課            ・ 地域整備課            ・ 環境政策課            ・ 福祉総務課
- ・ 契約検査課            ・ 総務課            ・ 介護保険課            ・ 環境事業課
- ・ 都市計画課            ・ 建築課            ・ みどり景観課            ・ 職員課
- ・ 病院建設課            ・ 下水道推進課    ・ 下水道管理課            ・ 危機管理課
- ・ 企画政策課

## (2) 要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書の内容について

その内容は、要望者等の個人氏名、住所、電話番号、要望を受けた日時、場所、要望内容及び要望に対する回答等と聞き取りした職員側の情報が主な内容である。

## 2 部分開示決定について

### (1) 条例第6条第2号該当性について

本件公文書は、生駒市情報公開条例第6条第2号に該当するため一部を不開示としたものであり、個人氏名・生年月日・住所・電話番号等の個人情報に当たる部分については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、本号本文に該当する。

### (2) メモ類について

異議申立人が主張する要望等の聞き取り時のメモ類については、保存されていない。通常、要望記録報告書の作成が完了すれば聞き取り時に作成していたメモ類は廃棄し、要望内容が軽微な場合や状況によってはメモ類を利用しない場合もある。

## 第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公文書について

本請求に対して、実施機関は、生駒市法令遵守推進条例にかかる要望記録報告書を対象公文書とした。

本件対象公文書の内容は、市民などから窓口や電話をつうじて口頭でなされた要望内容を記録した報告書であり、実施機関の各担当課で様々な内容の報告がなされていることが対象公文書を確認するとわかる。また、要望記録報告書は毎月整理、保管されるとともに、取りまとめ担当課である監査委員事務局に集約され、要望者の氏名・住所・電話番号その他の個人情報を除いた要望内容の要約版が、実施機関のホームページや市政情報コーナーで公表されている。

### 2 条例第6条第2号の該当性について

#### (1) 条例第6条第2号の該当性について

条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

これを本件公文書について検討すると、不開示とされた個人氏名・生年月日・住所・電話番号等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人情報であることから、本号本文に該当すると認められる。

また、上記で本号本文に該当するとした情報については、いずれも本号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

## (2) メモ類の存否について

異議申立人が主張する要望等の聞き取り時のメモ類について、生駒市法令遵守推進条例では要望記録報告書の作成に関し、要望等の聞き取り時にメモ類を作成し保管することまでは述べておらず、事務の取りまとめ担当課である監査委員事務局でも実務の上でメモ類の保管を各担当課に義務づけている事実もない。

通常、実施機関では要望内容が軽微な場合や聞き取り時の状況によりメモ類を利用しない場合もあり、また聞き取り時にメモ類を利用した場合であっても要望記録報告書の作成が完了すれば、そのメモ類は廃棄していると説明しており、その内容に不合理な点は認められない。

加えて、本審査会でも改めて実施機関（各担当課・局）にメモ類の存否を確認したが、その存在は認められなかった。

これらのことを総合すると、聞き取り時のメモ類が存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点があるとはいえない。

## 3 結論

以上の事実及び理由により、実施機関が、本件公文書を条例第6条第2号に該当するため、部分開示とした決定は、妥当である。

査 答 申 情 第 2 4 号 から

査 答 申 情 第 4 0 号 まで

平成 2 3 年 3 月 1 6 日

生 駒 市 長    山 下    真    殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長   石   田   榮   仁   郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

生施第 1 4 1 号、生地第 6 1 号、生環政第 2 1 6 号、生福総第 2 3 9 号、生契第 2 3 2 号、生総第 1 4 9 号、生介第 4 5 1 号、生環事第 3 7 4 号、生都第 1 5 3 号、生開第 4 7 号、生み第 1 5 5 号、生職第 1 0 3 号、生病第 2 9 号、生下推第 2 3 1 号、生下管第 2 2 5 号、生防第 1 3 0 号及び生企第 1 4 1 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間き取り時に作成したメモ類一切等（平成19年11月～平成20年8月）との開示請求に対する部分開示決定についての異議申立て事案

（諮問情第 2 4 号から諮問情第 4 0 号まで）

答 申（案）

第1 審査会の結論

「生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間き取り時に作成したメモ類一切等。（平成19年11月～平成20年8月）」の開示請求に対し、生駒市長が部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号（平成21年4月全部改正の改正前条例）。以下「改正前条例」という。）第8条の規定に基づく「生駒市法令遵守推進条例にかかる要望等記録兼報告書、回答対応結果報告書及び要望時間き取り時に作成したメモ類一切等。（平成19年11月～平成20年8月）」（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対し、生駒市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定について、その処分を取り消し、対象公文書のメモ類を含めた文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、開示された公文書について部分開示決定を取り消すとともに、要望等の聞き取り時のメモ類が存在しないのは不当・不正かつ違法である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

（1） 要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書

市の各担当課には、市民などからの様々な意見や要望などが寄せられるが、それらを市政運営に活かすとともに、公正な職務執行を確保するために、職員が口頭で受けた要望等を要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書（以

下「要望記録報告書」という。)として記録し回答するものである。

この要望記録報告書の作成は、平成19年11月より開始され、各課が職員以外の個人や団体などから職員の職務に関して行われる要望、相談、意見などについて記録し回答するもので、毎月の分を次の月の10日をもって決裁し、取りまとめ担当である監査委員事務局に送るものである。

また、監査委員事務局に集まった要望記録報告書は、その内容について整理された後、市のホームページにその要約版が掲載される。

今回の対象公文書は、生駒市法令遵守推進条例にかかる平成19年11月より平成20年8月までの要望記録報告書で、以下の局・課の保管の各文書である。

- ・ 監査委員事務局    ・ 生涯学習課            ・ スポーツ振興課            ・ 教育総務課
- ・ 施設整備課            ・ 地域整備課            ・ 環境政策課            ・ 福祉総務課
- ・ 契約検査課            ・ 総務課            ・ 介護保険課            ・ 環境事業課
- ・ 都市計画課            ・ 建築課            ・ みどり景観課            ・ 職員課
- ・ 病院建設課            ・ 下水道推進課            ・ 下水道管理課            ・ 危機管理課
- ・ 企画政策課

## (2) 要望等記録兼報告書及び回答対応結果報告書の内容について

その内容は、要望者等の個人氏名、住所、電話番号、要望を受けた日時、場所、要望内容及び要望に対する回答等と聞き取りした職員側の情報が主な内容である。

## 2 部分開示決定について

### (1) 条例第6条第2号該当性について

本件公文書は、生駒市情報公開条例第6条第2号に該当するため一部を不開示としたものであり、個人氏名・生年月日・住所・電話番号等の個人情報に当たる部分については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、本号本文に該当する。

### (2) メモ類について

異議申立人が主張する要望等の聞き取り時のメモ類については、保存されていない。通常、要望記録報告書の作成が完了すれば聞き取り時に作成していたメモ類は廃棄し、要望内容が軽微な場合や状況によってはメモ類を利用しない場合もある。

## 第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公文書について

本請求に対して、実施機関は、生駒市法令遵守推進条例にかかる要望記録報告書を対象公文書とした。

本件対象公文書の内容は、市民などから窓口や電話をつうじて口頭でなされた要望内容を記録した報告書であり、実施機関の各担当課で様々な内容の報告がなされていることが対象公文書を確認するとわかる。また、要望記録報告書は毎月整理、保管されるとともに、取りまとめ担当課である監査委員事務局に集約され、要望者の氏名・住所・電話番号その他の個人情報を除いた要望内容の要約版が、実施機関のホームページや市政情報コーナーで公表されている。

### 2 条例第6条第2号の該当性について

#### (1) 条例第6条第2号の該当性について

条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

これを本件公文書について検討すると、不開示とされた個人氏名・生年月日・住所・電話番号等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人情報であることから、本号本文に該当すると認められる。

また、上記で本号本文に該当するとした情報については、いずれも本号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

## (2) メモ類の存否について

異議申立人が主張する要望等の聞き取り時のメモ類について、生駒市法令遵守推進条例では要望記録報告書の作成に関し、要望等の聞き取り時にメモ類を作成し保管することまでは述べておらず、事務の取りまとめ担当課である監査委員事務局でも実務の上でメモ類の保管を各担当課に義務づけている事実もない。

通常、実施機関では要望内容が軽微な場合や聞き取り時の状況によりメモ類を利用しない場合もあり、また聞き取り時にメモ類を利用した場合であっても要望記録報告書の作成が完了すれば、そのメモ類は廃棄していると説明しており、その内容に不合理な点は認められない。

加えて、本審査会でも改めて実施機関（各担当課・局）にメモ類の存否を確認したが、その存在は認められなかった。

これらのことを総合すると、聞き取り時のメモ類が存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点があるとはいえない。

## 3 結論

以上の事実及び理由により、実施機関が、本件公文書を条例第6条第2号に該当するため、部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

| 年 月 日                                                  | 審 査 経 過                                                           |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日<br>～ 平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日         | ○ 実施機関( 担当各課 )から諮問を受けた。                                           |
| 平成 2 1 年 7 月以降                                         | ○ 実施機関（ 担当各課 ）から理由説明書の提出。                                         |
| 平成 2 2 年 8 月 1 0 日<br>本件第 1 回審査会<br>( 通算第 5 8 回審査会 )   | ○ 諮問情第 2 0 号から 4 0 号の概要について事務局より説明した                              |
| 平成 2 2 年 8 月 2 6 日<br>本件第 2 回審査会<br>( 通算第 5 9 回審査会 )   | ○ 実施機関を代表して法令遵守制度の事務局である監査委員事務局と総務課から部分開示理由の聴取等を行った。<br>○ 審議を行った。 |
| 平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日<br>本件第 3 回審査会<br>( 通算第 6 0 回審査会 ) | ○ 答申案の審議を行った。                                                     |
| 平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日<br>本件第 4 回審査会<br>( 通算第 6 1 回審査会 ) | ○ 答申案の審議を行った。<br>○ 答申を確定した。                                       |

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 氏 名                      | 所属、団体名 | 備 考     |
|--------------------------|--------|---------|
| い し だ ひでじろう<br>石 田 榮仁郎   | 近畿大学教授 | 会長      |
| お が た け ん し<br>緒 方 賢 史   | 弁護士    |         |
| か な た に し げ き<br>金 谷 重 樹 | 摂南大学教授 | 会長職務代理者 |
| た な か ひ ろ よ し<br>田 中 啓 義 | 弁護士    |         |
| み む ら え い こ<br>三 村 英 子   | 弁護士    |         |